

引っ越しの手続きを忘れずに

近くの地域行政センターでも受け付けます



転入（市外から大野城市へ）・転居（市内での異動）届は、新住所に移ってから14日以内に提出しなければなりません。転出（大野城市から市外へ）届は、転出予定日の2週間前から受け付けます。

まどかフロア（市役所）

まどかフロアでは、引っ越しの手続きに合わせて国民健康保険証、各種医療証、介護保険証などの手続きをワンストップで行えます。当てはまる手続きがあれば、必要なものを持ってきてください。

3月から5月までは特に窓口が混み合いますので、時間に余裕をもって来てください。

- 時間 ◇平日 午前8時半～午後5時
◇第2・4土曜日 午前9時半～午後0時半
※混み合う時間 ◇月曜日または休日の翌平日◇午前11時半～午後2時◇午後5時直前
- 休み ◇第1・3・5土曜日◇日曜日◇祝日◇年末年始
- 問い合わせ先
市民窓口サービス課受付・サービス向上担当
☎(580)1842

地域行政センター（コミュニティセンター内）

地域行政センターでも、引っ越しの手続きに合わせて国民健康保険証、介護保険証などの手続きができます（取り扱えない手続きや日数がかかる手続きがあります。事前に問い合わせてください）。

預かりの処理となるため、保険証などの受け取りは次の日時となります。

- 受け取り可能日時
平日に手続きする場合
午前申請 当日の午後5時以降
午後申請 市役所の翌開庁日の午後5時以降
土・日曜日、祝日に申請する場合
市役所の翌開庁日の午後5時以降
- 時間 午前9時～午後9時
- 休み ◇毎月第3火曜日◇年末年始
- 問い合わせ先
各地域行政センター（コミュニティセンター内）
◇南 ☎(596)0917
◇中央 ☎(573)3151
◇東 ☎(504)1433
◇北 ☎(513)0226

●必要なもの

市外へ 転出	◇国民健康保険証◇各種医療証◇介護保険証◇在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の場合）◇住民基本台帳カード・マイナンバーカード（持っている場合）
市内で 転居	
市外から 転入	◇転出証明書（転入届の特例の場合は住民基本台帳カード・マイナンバーカード）◇健康保険証（各種医療証児童手当を申請する場合）◇介護保険関係書類◇在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の場合）
全てに 共通	本人確認書類（有効期限内のもの） ①住民基本台帳カード・マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど顔写真付きの官公署が発行したもの ②①のいずれも持っていない人は、健康保険証、年金手帳など氏名が記載されているもの2点以上 ※代理人（同じ世帯ではない人）による届け出は委任状が必要（下記参照）

※在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、マイナンバーカードのいずれかを持っている人は、市役所での手続きが必要になる場合があります。

委任状記載例

見本を参考に作成し（〇〇には委任事項を全て記入）、本人が署名・押印してください。

委任状	
代理人	
住所	大野城市曙町2-2-1
氏名	大野城 花子
生年月日	年 月 日生
私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。	
〇〇〇〇〇〇〇〇に関すること	
大野城市長様	
令和 年 月 日	
本人	
住所	大野城市曙町2-2-1
氏名	大野城 太郎 印
生年月日	年 月 日生